欧州単一特許制度
～制度が開始されるまでに知っておきたい基礎知識～

[知財情報戦略室]
弁理士　山口和弘

1　はじめに

共同体特許条約（CPC：Community Patent Convention）の名称だった頃を含めると40年以上に渡って議論が続けられてきた欧州単一特許制度ですが、様々な障害を乗り越えて、本稿執筆時点（2017年3月初頭）で、準備は最終段階に差し掛かっています。引き続きイギリス（英国）のＥＵ正式離脱に向けた交渉が与える影響への懸念が残る中で、2017年12月の運用開始を前提とした準備も進んでおり、制度のユーザー側も準備が必要な時期になりつつあります。

そこで、本稿では、欧州単一特許制度が開始されるまでに知っておきたい基礎知識として、制度の概要とあわせて、あらかじめ検討しておきたい事項を紹介します。

2　欧州単一特許制度の概要

欧州単一特許制度については、すでに様々な資料が提供され、日欧の特許庁等によるもの(1)～(6)もあります。ここでは、それらの資料においても紹介されている概要を一問一答形式で示します。

Ｑ１　欧州単一特許・統一特許裁判所とは？

欧州単一特許制度は、欧州単一特許（Unitary Patent (UP); 正式名称の"European patent with unitary effect"にあわせて欧州単一効特許とも訳されます）及び統一特許裁判所（Unified Patent Court（UPC））の２つからなります。その参加国は図１に示す通りで、欧州特許条約（EPC）締約国ともＥＵ加盟国とも違いがある点には注意が必要です。

《図１：欧州単一特許制度参加国・欧州特許条約締約国と統一特許裁判所の設置場所》

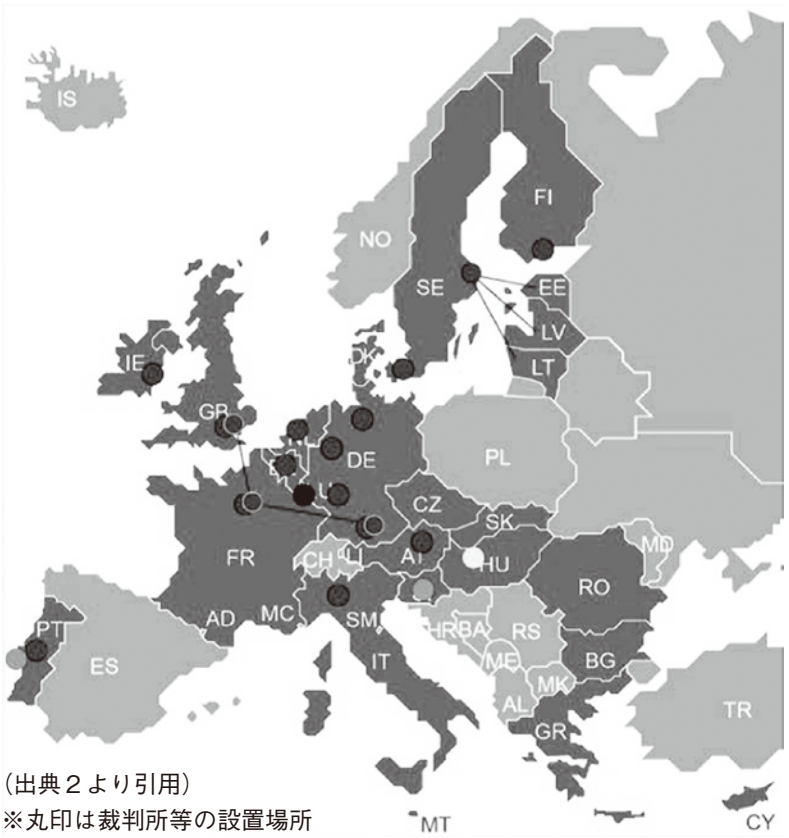

（出典２より引用）
※丸印は裁判所等の設置場所

（１）欧州単一特許制度参加国
オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア※、リトアニア、ルクセンブルク、ラトビア、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア　（※2015年10月に正式参加）

（２）欧州単一特許制度不参加のＥＵ加盟国
スペイン、クロアチア、ポーランド※
（※UPC不参加）

（３）ＥＵ加盟国ではないEPC締約国
アルバニア、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、マケドニア旧ユーゴラスビア、ノルウェー、セルビア、サンマリノ、トルコ

（４）EPC拡張国・認証国
［拡張国］ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ
［認証国］モルドバ、モロッコ、カンボジア※
（※2017年７月からの予定）

Q２ 欧州単一特許制度の開始時期は？

欧州単一特許（UP）の開始には、統一特許裁判所協定（UPC協定）の発効が要件とされています。そして、UPC協定の発効には、イギリス、ドイツ及びフランスを含むＥU13か国の批准が必要で、すでにフランスを含む12か国が批准に必要な手続を終えています。一時期は、イギリスのＥＵ離脱の影響により発効は困難との見方もありましたが、2016年11月にイギリスが批准の意向を表明し、ドイツもすでに批准の準備を進めています。

UPC協定の規定では、イギリス、ドイツ及びフランスを含むＥU13か国の批准から４月目の最初の日に発効するとされており、イギリス・ドイツ両国の批准は2017年春から夏までには完了すると見込まれていることから、2017年中の発効が可能な状況になっています。

Q３ 欧州単一特許を取得するには？

欧州単一特許（UP）を取得する場合であっても、出願から特許公告（publication of the mention of grant）までの手続は、従来の欧州特許出願と同じです（**図2参照**）。UPの取得には、特許公告から１か月以内に欧州特許庁に対して所定の請求を提出する必要があります。

なお、移行期間中（６年間の予定で最長12年間まで）は、所定の請求に加えて、欧州特許の翻訳文提出が必要とされています（欧州特許が英語の場合は任意のEU公用語への全訳、フランス語又はドイツ語の場合は英語への全訳）。

Q４ 欧州単一特許の効力は？

欧州単一特許（UP）との名称ではあっても、特許権の効力が発生する範囲はEPC締約国全てではなく、当面はＥＵ加盟国全てでもありません（**図１参照**）。そのため、EPCの締約国・拡張国・認証国の全てで特許の効力を発生させるには、UPを取得する場合であっても、図２に示すとおり、EPOでの手続と各国での手続の両方が必要となります。

また、UPは、全ての参加国について効力を有する一方で、一元的に限定、移転、取消及び消滅がなされます。そのため、従来型欧州特許のように、維持年金の負担を低減するために一部の国だけを放棄することはできず、取消訴訟により特許が取り消された場合の効果は全ての参加国について生じることになります。

Q５ 欧州単一特許の維持年金は？

欧州単一特許（UP）の維持年金は「True TOP 4」と呼ばれる水準で設定され、ドイツ、イギリス、フランス、オランダの4か国での維持年金の総額に相当する額となっています。そのため、表１に示されるとおり、UP参加国の25か国（検討当時に不参加だったイタリアを含まず）で別々の特許とする場合に比べて大幅な費用低減が可能です。

なお、UPの場合、欧州特許の平均的な存続期間とされている10年の維持年金合計は5,000ユーロ以下となります。また、10年を超えると増額幅が大きくなります。

《図２：欧州単一特許（UP）取得までの流れ》
（図１（１）～（４）の全ての国で特許を取得する場合）

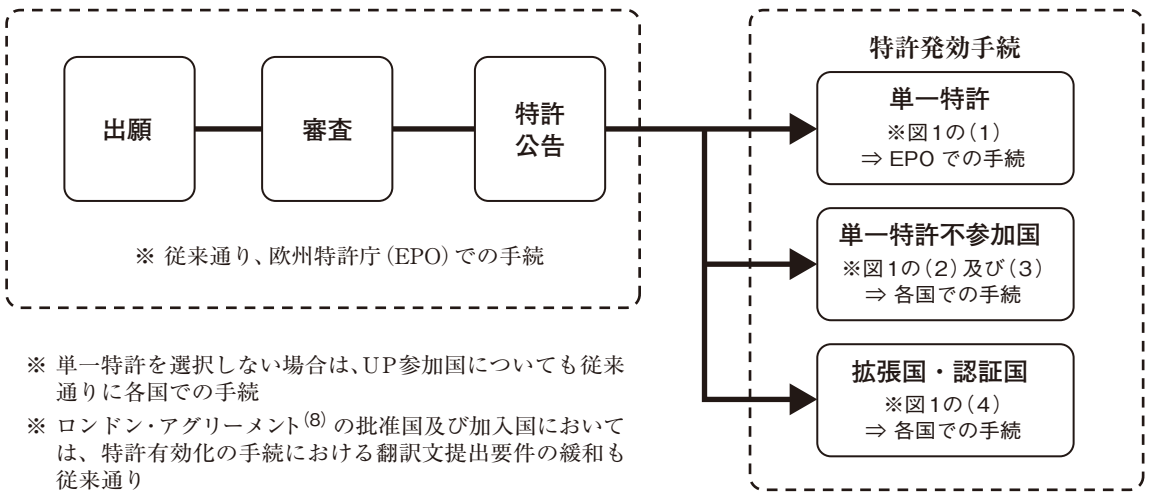

《表1：維持年金の比較（金額の単位はユーロ）》

年	単一特許	25のEU 加盟国	年	単一特許	25のEU 加盟国
2	35	0	12	1,775	8,473
3	105	1,298	13	2,105	9,594
4	145	1,874	14	2,455	10,741
5	315	2,545	15	2,830	11,917
6	475	3,271	16	3,240	13,369
7	630	3,886	17	3,640	14,753
8	815	4,625	18	4,055	16,065
9	990	5,513	19	4,455	17,660
10	1,175	6,416	20	4,855	19,197
11	1,460	7,424	合計	35,555	158,621

Q６ 統一特許裁判所の構成と設置場所は？

統一特許裁判所（UPC）の構成は図３に示されるように第一審裁判所及び控訴裁判所からなる二審制です。また調停・仲裁センターが設置されます。設置場所は図１の丸印で示される通りとなっています。

合議体は、第一審裁判所では原則３名の判事からなる多国籍の構成、控訴裁判所では法律系判事３名と技術系判事２名からなる多国籍の構成となります。

Q７ 統一特許裁判所の管轄は？

統一特許裁判所（UPC）は、欧州単一特許（UP）だけでなく、UPではない従来型欧州特許に関する訴訟についても専属管轄を有します。この点は、既に成立している欧州特許についても適用されます。

ただし、移行期間中（７年間の予定で最長14年間まで）、特許権者は、従来型欧州特許の管轄をUPCではなく各国裁判所とするための適用除外（オプト・アウト；opt-out）の申請が可能です（欧州単一特許は対象外）。このオプト・アウトの申請及びその撤回のいずれについても、裁判所に対する費用は無料です。

Q８ 欧州における既存の特許制度はどうなる？

欧州単一特許制度は欧州における特許取得の新たな選択肢であり、既存の制度を置き換えるものではありません。したがって、国内特許及び従来型欧州特許とあわせて３つの制度が共存することになります。

3 制度開始前に検討しておきたい事項

2017年中（より具体的には12月）の運用開始との見方もある欧州単一特許制度ですが、現在係属中の欧州特許出願については、制度発効以降に付与される特許に対して単一特許の請求が可能とされています。また、Ｑ７で述べたとおり、裁判管轄については既に成立している欧州特許にも影響を及ぼします。そのため、少なくとも以下の２点をあらかじめ検討しておくことが望まれます。

（1）単一特許を選択するか否か？

Ｑ８で述べたとおり、今後、欧州における特許の取得に際しては、各国国内特許、従来型欧州特許及び単一特許（UP）の３つを適宜組み合わせることが可能になります。

現在、EPC締約国のうち２～３か国での特許取得を考える場合、一般的には国内特許（各国ルート）よりも欧州特許（EPCルート）を選択する方が費用面では有利と言われています。さらに、Ｑ５で述べたとおり、維持年金については、欧州単一特許参加国の４か国以上で特許を取得する場合には費用面でUPは有利になり得ますが、一元的な効力への考慮が必要となります（Q4参照）。

これらの点を考慮して、係属中及び今後の欧州への特許出願に関する選択を検討する必要があります。なお、係属中の欧州特許出願についてUPでの発効を希望する場合、近い時期の特許公告が見込まれる出願の

《図３：統一特許裁判所（UPC）の構成（2017年2月末時点の予定）》

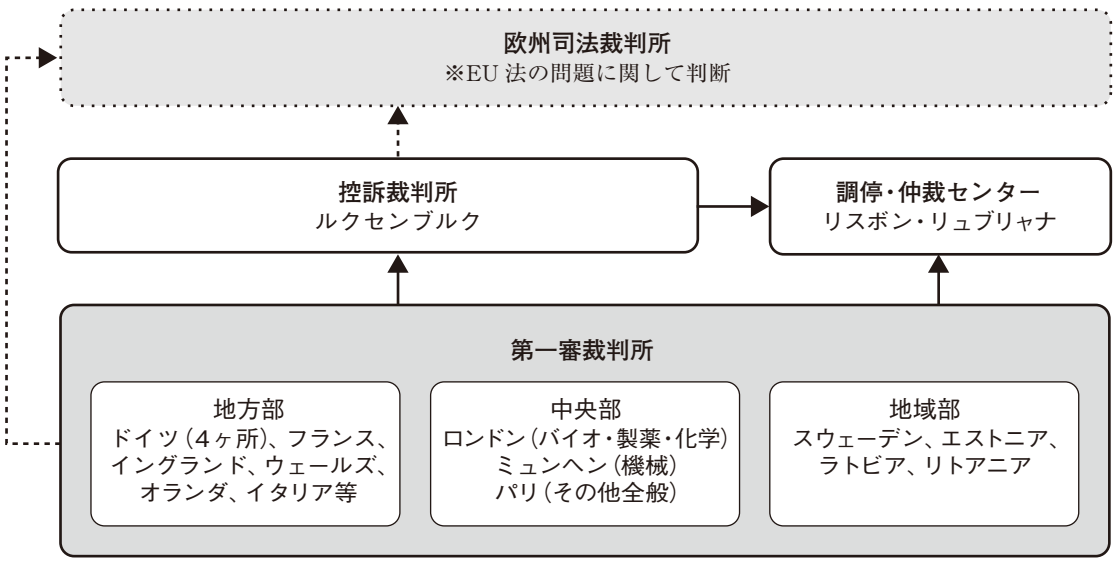

（出典４に基づいて作成）

審査を適宜引き延ばす必要もあります。

（２）従来型欧州特許の裁判管轄はどうする？

Ｑ７で述べたとおり、統一特許裁判所（UPC）は従来型欧州特許に関する訴訟についても専属管轄を有します。そのため、訴訟戦略上の理由がある場合やUPCによる判断の質を見極めることを重視する場合、適用除外（オプト・アウト）の申請を行い、引き続き各国裁判所の管轄とすることの要否を判断しなければなりません。オプト・アウトの申請及びその撤回についての裁判所費用は無料とされていますが、すでに多くの欧州特許を保有している場合には、申請の要否を個別に判断する仕分けにかかる時間だけでなく、申請にあたっての代理人費用も考慮する必要があります。

また、共有に係る従来型欧州特許については、特許権者全員の同意が必要とされているため、オプト・アウトの申請にあたっては、特許権を発効させた締約国ごとに現在の特許権者を確認することが求められる可能性があります。

なお、このオプト・アウトについては、事前受付期間（サンライズ・ピリオド）が設けられることになっており、2017年９月頃からの開始を予測する見方が多くなっています。

4 おわりに

紆余曲折を経ながらも開始が近づいてきた欧州単一特許制度ですが、現在、ＥＵ正式離脱後のイギリスが制度に留まることができるか否かが注目されています。また、2017年２月にはスペインにおいて制度参加に向けた再考を政府に求める動きがあったと伝えられています。したがって、引き続き最新の動向に注目しつつ、制度開始に備えた準備を進めることが求められます。

【出典／参考文献】 ※(6)を除き、ウェブサイトより入手可能

(1) 欧州特許庁ウェブサイト
「Unitary Patent & Unified Patent Court」

(2) 欧州特許庁ウェブサイト・ウェビナー
「Unitary patent protection & Unified Patent Court」

(3) 欧州統一特許裁判所ウェブサイト
「Frequently Asked Questions」

(4) 田名部 拓也「欧州単一特許制度の行方」（特技懇 275号 2014年11月14日）

(5) 日本特許庁「特許行政年次報告書2016年版　第3部第1章　国際的な知的財産制度の動向」（p. 278～280）

(6) 日本貿易振興機構（ジェトロ）「欧州単一特許制度・統一特許裁判所制度セミナー（2017年1月24日開催）配付資料」

(7) 創英国際特許法律事務所ウェブサイト「知財トピックス：欧州単一特許及び統一特許裁判所の進捗状況」（※シリーズ記事）

(8) 創英国際特許法律事務所ウェブサイト
「＜解説＞ロンドン・アグリーメントとは」

※この記事に関するお問い合わせ先：
知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp